

共済規程

平成 9 年 1 月 17 日 改定

平成 30 年 3 月 31 日 改定

令和 7 年 3 月 30 日 改定

- 第 1 条 この規則は和歌山県診療放射線技師会員の一層の親睦を目的とする。
- 第 2 条 本共済は和歌山県診療放射線技師会員によって組織する。
- 第 3 条 給付項目は下記のとおりとし、金品の額については理事会でこれを決定する。
弔慰給付 会員死亡
- 第 4 条 この規則に定めるもののほか、疑義ある時は理事会にはかり決定するものとする。
- 2 その他緊急を要する時は、会長の先決により処理し、事後理事会に報告し了解を求めるものとする。

附 則

- 1 この規程は昭和 52 年 4 月 25 日より施行する。
- 2 この規程は平成 9 年 1 月 17 日に改定し、適用は平成 9 年 4 月 1 日とする。
- 3 この規程は平成 30 年 3 月 31 日に改定し、適用は平成 30 年 6 月 17 日とする。
- 4 この規程は令和 7 年 3 月 30 日に改定し、適用は令和 6 年 6 月 30 日にさかのぼることとする。